委員会等の会議録

1	会議名	第1回愛南町住	民自治評価委員会
2	議題	(1) 委員長の選出について(2) 住民自治評価委員会の進め方について(3) 愛南町自治基本条例の見直しについて(4) 愛南町住民参画推進条例の見直しについて(5) その他	
3	開催日時	令和5年11月29日(水) 10時00分から11時30分まで	
4	開催場所	愛南町役場本庁	3階 議員協議会室
5	傍聴者数	0人	
出席者			
6	委員氏名	木口 壽太郎、田原 朱美、徳川 義孝、増田 智彦、岡 雄次、 倉田 千保、鎌田 先、土居 尚行、福田 久、松田 恵子	
		所属名	総務課
7	担当所属	担当職員 (職・氏名)	課長 立花 慶司 課長補佐 本多 大輔
	その他の出席職員	所属名	
8		出席職員 (職・氏名)	副町長 木原 荘二
議事内容(次ページから)			

 発言者	発言内容
本多課長補佐	皆様おはようございます。ただ今から第1回愛南町住民自治 評価委員会を開催します。開会に当たりまして、木原副町長か ら御挨拶を申し上げます。
木原副町長	(挨拶) ※公務のため、退室
本多課長補佐	最初の会ですので、木口委員から自己紹介をお願いします。
全委員	(自己紹介)
本多課長補佐	ありがとうございました。 (会議資料の確認) それでは、議事に入りたいと思います。議事の(1)「委員長 の選出」についてですが、この委員会の委員長をどなたかやっ ていただける方いらっしゃいませんか。
土居委員	公募により選任された方が二人いらっしゃいます。公募されるいうことはそれだけの思いもあると思いますので、公募された二人のどちらかに委員長をしていただいたら良いと思います。
本多課長補佐	応募していただいた徳川委員さん、鎌田委員さん、どうでしょうか。
徳川委員	こういう委員会に参加するのは初めてなので、実際にどのような形で物事を進められるのかなど全く分からない状態で委員長を受けて良いものかどうか迷います。委員名簿を見ると、皆さん地域の会長さんとか審議委員とかを経験されていらっしゃるので、皆さんの方が会の流れなどを分かっているのではないでしょうか。
鎌田委員	私も徳川委員さんと同じで、ほかの委員を経験されている方の方が良いのではないかと思います。事務局の方でも考えがあるでしょうし、事務局で進めてもらってもかまいません。
本多課長補佐	事務局として考えていたのは、過去に開催してきた住民自治

発言者	発言内容
	評価委員会では全て男性の委員長でしたので、今回は女性の委員長を選出できたと考えまして、松田委員さんにお願いしたいと考えています。いかがでしょうか。
全委員	(賛成)
本多課長補佐	それでは松田委員さん。委員長席に移動をお願いします。 ここからの進行は、松田委員長にお願いしたいと思います。
松田委員長	それでは、議事(2)「住民自治評価委員会の進め方」について、事務局から説明をお願いします。
本多課長補佐	(前回(令和元年度)の答申の内容とそれに対する取組状況及 び今後の答申までのスケジュールを説明)
松田委員長	説明が終わりましたが、何か御質問はありませんか。
鎌田委員	今、いろいろと説明を聞きましたが、住民と行政、議員さんとが対面でも話合いをしているとありましたが、あまりしているとは聞きません。例えば町政座談会とか議会報告会などは年間に何度かしているとのことですが、あまりしている実感がありません。そこで、対面で参加しやすい場を持ってやることは良いと思うので、これからもやっていただければと思います。それと、住民が直接行政との対話を持てるということで、旧5か町村で5か所くらいの会を年に2、3回くらいやれば良いのではないでしょうか。 それからホームページのことについて、私も町のホームページを見たのですが、問合せコーナーはありますがそれに対してどう回答したのか、本人には回答されるのだと思いますが、どういった質問があって、それに行政がどう回答しているのか分かりません。例えば大型スーパーなどには意見箱があって、そこに出された意見に店側が回答した内容を掲示しています。そういった方法であれば住民もどういった質問がされていて、それにどう回答されているのか分かるので、全部とは言いませんが町もそういう公表をしてはどうでしょうか。
本多課長補佐	ありがとうございます。まず座談会の件ですが、確かにかつ

 発言者	発言内容
	ては町政懇談会を開催していたことがありました。特に案件がなくても開催していた時もありましたが、参加率が下がってきて開催しても参加者がほとんどいないということが起こり始めたので、最終的には庁舎建設の住民説明会に合わせて行った時が最後の町政懇談会だったと記憶しています。
鎌田委員	ちょっと無理を言っているようなところもあるかもしれません。一つの議題みたいなものがあって、それに対しての話合い、 座談会というものはよく聞きます。広報あいなんにも記事が良く出ていますが、一方的な会では住民には分かりにくいのではないでしょうか。それと、ちょうど元議員さんも委員にいるのでお聞きしますが、議会報告会のような座談会もあれば良いし、議会だよりの発行なども考えていただければ、住民もそれを見て議会のことを理解するのではないかと思います。宿毛市はそれをやっています。
土居委員	鎌田委員の今の意見はこの条例に伴う運用の問題なのですが、この会は現時点の条例を見直すかどうかを話し合う場ですから、運用方法を言い出すと切りがないと思います。まずは条例の内容から始めませんか。
立花課長	御意見ありがとうございます。進め方等にも影響してくるところですが、御意見としては事務局として当然承ると考えています。最終的には、その運用の面での御意見も寄せられましたらまとめていきたいと思っていますが、まずはこの後、愛南町自治基本条例の内容についてポイント等を事務局から説明をさせていただいて、この条例の内容が適切かどうかを検討していきたいと思っています。先ほど事務局から申しましたように、後ほど皆様の御意見を伺うところがありますので、そこで御意見をいただければと思います。
鎌田委員	後ほど意見を言える場があるのなら、そのときに言います。
松田委員長	次に議事(3)「愛南町自治基本条例の見直し」について、事 務局から説明をお願いします。
本多課長補佐	(愛南町自治基本条例の条文について説明)

発言者	発言内容
松田委員長	愛南町自治基本条例について、何か質問はありませんか。
土居委員	現在、自治基本条例を制定している自治体は、全国でどのく らいありますか。
本多課長補佐	申し訳ありません。全国での件数は把握していません。
土居委員	愛南町は、県内でも制定が早かったと思いますが、この条例がなかったからといって行政ができないわけではありませんし、石垣市では廃止の条例案が出されたくらいです。ここに書かれていることは全て憲法に保障されていることで、それを細かく規定しているものであって、条例とはいえ罰則規定もありません。自治基本条例があることを多くの町民は知らないと思います。これを読む人もほとんどいないでしょう。私の意見としては、内容は十分で見直す必要はないと思います。
増田委員	平成 19 年でしたか、全国的にこういうものを作らなければいけないということで作ったものでしたが、条文も画一的というか、難しい内容です。これを見直すというのは、住民にはなかなか難しいです。この条例があってもなくても困るものではないと思います。
鎌田委員	条文の最後に附則がありますが、こういう委員会で改正した のですか。
本多課長補佐	附則は条例の施行日などを記載するところになります。当初制定の時以外は令和5年4月1日に改正されていますが、これは愛南町個人情報保護条例がなくなったことによるものですので、これまで見直しによる改正はありません。
土居委員	私はこの条例の制定に関わった側ですが、最終的には憲法に 違反しないように作成したもので、審査機関に出して決定した 内容です。なかなか簡単には変えられないものだと思いますの で、先ほど鎌田委員が言われたような運用についての意見は出 せても、条文の内容は見直す必要はないのではないかと思いま す。

発言者	発言内容
立花課長	今、多くの委員の皆様が言われたような背景もありまして、 事務局としての補足になりますが、行政の条例は結構堅い言葉 の言い回しで、読み込むのに理解が難しいものがございます。 ただ、この自治基本条例は極力分かりやすいようにということ で、この条例だけは「ですます調」で表現をしています。愛南町 としても町民の方々と相互理解をより深めたいというところ で、この条例に限って「ですます調」で作成しています。
鎌田委員	住民の方に分かりやすくするためには、町が漫画のような形 を作って面白く伝えると分かりやすいかもしれません。
本多課長補佐	これについては「ですます調」で作成している町の唯一の条例になりますが、前回(令和元年度)開催されたこの委員会でも分かりにくいという意見があったため逐条解説が作成されました。条例の中身を分かりやすく説明したものがこの逐条解説になります。委員の皆様には逐条解説を配布していますが、町のホームページにも掲載しているものですので、条例と共に逐条解説にあるような解説部分を見ながら内容を御理解いただけたらと思います。
土居委員	条例を作成するときに「ですます調」で作るのか「である調」 で作るのか意見が分かれましたが、「ですます調」の条例はこれ だけなのですか。
本多課長補佐	はい。例規のルールで「ですます調」は使わないことになっていますので、自治基本条例だけが唯一の「ですます調」です。他の自治体の自治基本条例も「ですます調」で作成されていることが多いので、なるべく分かりやすいようにするという意向だと思います。
松田委員長	ほかに意見がありませんので、続いて議事(4)「愛南町住民 参画推進条例の見直し」について、事務局から説明をお願いし ます。
本多課長補佐	(愛南町住民参画推進条例の条文及び令和4年度の住民参画 推進制度の運用実績について説明)

発言者	
松田委員長	愛南町住民参画推進条例について、何か質問はありませんか。
増田委員	11ページの「委員会等の構成」の一番下に「委員の兼任は、3を超えない配慮すること」とありますが、我々行政協力員の地区会長は委員になることが多いです。偶然4年に1回の見直しの年に地区会長になっているのでこの委員会の委員にもなっているのですが、もう少し公募を増やしてもらえればと思います。行政協力員には頼みやすいのかもしれませんが、私たちが委員になっていることで公募が少ないのではないかと思います。
本多課長補佐	今回、公募でお二人の委員さんが手を挙げてくださって、この会の中では公募率 20%以上になっています。この委員会の委員を公募する際に、事務局としては3名程度の委員を公募できたらということで公募を募ったのですが、この委員会で検討する内容が自治基本条例という住民と役場等との協働についての内容になってくること、地域の代表者である自治会長さんや区長さん方には、少なくともどなたかには参加していただきたいという意向がありました。 様々な会がありますので、全ての会の構成員を公募で賄えるものもあれば、どうしても団体の代表者には参画していただきたい会議もありまして、この会においても10名全員を公募で賄うというよりは、少なくとも行政協力員の方には参画していただけたらと思って公募を3名に抑えた経緯があります。 ただ、行政協力員の皆さんが多くの委員を兼務されていて、負担になっているということも承知しています。 それらについても今後考えないといけないのですが、増田委員からいただいた意見も参考にしながら、もっと幅広く公募を募っていきたいと思います。 また、12.6%という公募率の低さがございまして、例えば5人を公募で求めたとして、果たして何人が応募してくれるのか、応募がなかったら結局は役職についている方にお声掛けするという流れになってきますので、皆さんの意見をいただきながらこの公募の率を上げる方法も検討していきたいと思います。

発言者	発言内容
土居委員	発言内容 事前調査シートにも書いたのですが、条例第10条第2項第2号に「委員会の男女構成比率はそれぞれ3割以上となるよう努める」とありますが、男女平等社会を目指すのだとしたらこの言葉は要らなくなります。この条例の制定時点ではほとんど男性ばかりの会が多かったので、この3割というのは女性を3割入れることを目指してくれという条文です。こういうものを入れなくて良いような社会を目指すのが男女共同参画社会なので、愛南町は十分ですよというのであれば、私はこれがなくても良いと思います。まだそれが達成できていないと思うのであれば、残さないといけません。それから、その下の第3号に「委員の兼任は3を超えない」とありますが、町の全部の委員会になれば必ず声が掛かる女性は皆三つくらい兼務することになると思います。今の世の中を考えると、この条文は必要なのかなという気がします。
立花課長	条例制定当時は、女性の委員が少なかった背景がありまして、目標数値としてこの3割を定めたのだと思われます。現状についてはおおむね3割を超えている状況ですので、事務局としてはこの3割を場合によっては4割など、もう一つ上の段階の目標設定も必要かなというふうに考えていました。しかしながら、土居委員が言われましたように、今の時代の潮流の中で、そもそも男女の比較を設定するような条文が必要なのかどうかという御意見がありましたので、事務局としてもその必要性を検討したいと思います。 それから委員の兼任の3というところですが、公募委員の中には過去に多くの会議に手を挙げて委員に就いていただいた事例もあったようですので、こういう規定を設けたのだとは思います。そういった方は、会が多くなるといろいろとスケジュールの調整が難しかったという意見も聞いていますので、この部分につきまして、先ほど増田委員も言われていたように、公募の比率を高めるということであれば、例えばこの数値について見直し、場合によっては削除して、積極的な町民の方々の参加表明があれば受けていくというふうに変更することも考えられます。次回の会には事務局としての考えもお示しできればと思います。
松田委員長	ほかに御意見はありませんか。

 発言者	発言内容
鎌田委員	第 17 条の意見表明制度について、その結果を公表していると のことですが、これは広報でですか。ホームページですか。
本多課長補佐	町のホームページで公表しています。
鎌田委員	見たことないです。所属ごとに公表しているのですか。
立花課長	ホームページに「意見表明制度」というページがありますので、そこに入っていただければ寄せられた意見とそれに対する回答をお示ししています。仮に意見がなかった場合でも、寄せられた意見は0件という形で公表しています。
徳川委員	先ほど条文の見直しをする会だと聞きまして、今ホームページの話が出ましたが、ホームページを見れる方が町内に何人いらっしゃるのか、個人の自治参加意識や意欲はどは別として、高齢になればなるほどホームページをまず御覧にならないと思います。広報も読まない方もいらっしゃると思います。そういう所でどうやって住民と町との意思疎通を図るのか、分かりづらくて何とかしたいけれど何ともできないという現状があります。それを考えたときに、今私ここで発言して良いのかどうか分かりませんが、人材育成、必ずしもこの会のような役職に就かれている方のような積極的な人材を育てようということだけではなくて、若者、学生あるいは子供、小学生などはそれぞれの学校に生徒会長とか、そういう組織もあったりして、子供たちがそういう自治などに対して学ぶ機会はあると思うのです。でも例えば自分たちが子供のときを考えても、そういうのに携わる子たちはほとんどいませんでした。こういうことを言い始めると、教育の間では思想教育だとかいろ反発があったりしたのではないかと思うのです。今の時代はどうなのか分からないですけれど、私の知る限りでは、何十年前であればそういう反発がすごく強かったように思います。ただ、現場の教師の負担も増えたりするのでしょうけれど、町と、例えば教育委員会、現場にいらっしゃる校長教頭だけでなく教員の方たちの町を自分たちが支えているのだ作っていけるのだという、そういう機会を今回この委員会に参加する上で検討していただければ良

発言者 発言内容 いなと思いました。 今ここで言ってしまって良いのか分かりませんが、皆さんも 同じ気持ちだと思います。例えば私たちが子供の頃のような感 じで育っていけば、愛南町はそのまま変わらないと思うのです。 ですからそういう施策、運用について、我々が行政に対して答 申できるのではないかなというふうに思っています。 例えば私は散歩をするのですが、先日、広報に焼き畑とかご みとか焼却したら、それには罰金などの刑罰があるのですよと あえて載せてあったのですが、ほとんどの方はそういうことも 知らないでしょうし、知っていてもそういうことをされてるの かもしれないのです。これは1例で、皆さんが周知されていな い、あるいは資料としてもない、(禁止だと)言っていても無視 してる、いろいろなケースあると思いますが、そういうことが 先ほどの子供たちのことに関してもこういう条文などに関して も、やはり普通にあると思います。 この条文は、一応法律を勉強した身からするとこのようなも のだろうし、これ以上でもこれ以下でもないというのは分かり ますし、これを変えるというのもあまり意味がないというふう な意見もありますし、ただ先ほどおっしゃったように漫画にす るとか、何とか住民の皆が参画できる方向に工夫をしていくこ とができると思います。行政の方にも働きかけて関与できる方 法があれば、条文の見直しだけではなくこの委員会が存在する 価値があると思うのです。少し先走り過ぎたかもしれませんが、 皆さんと知恵を合わせて、知恵を出し合って改善していけるよ うにすれば良いのではないかと思います。 立花課長 運用面に関しての多様な御意見をいただき、ありがとうござ います。逸脱するかもしれませんが、参考として私が知り得て いる内容について説明させていただきますと、町の人口が減っ ている中で年齢を問わず人材育成は必要だと捉えています。例 えば保育所、幼稚園から中学生までというところであれば、愛 南町の資源を活用してぎょしょく教育という形で愛南町の環境 に触れなが10年近く取組を続けています。町内に唯一ある南宇 和高等学校について、卒業後町外に出ていく割合が高いようで すので、町としても財源を担保しながら高校生を対象とした人

> 材育成という形で町外や県外に活動に行っていただいたもの、 東北の震災がありましたので防災の観点をもって毎年現地に視

発言者	発言内容
	察に行っていただいて高校生が体感できるような環境を設けて
	います。うれしいことに昨年度は南宇和高校生がそれぞれの価
	値観を見出し、愛南町を大きく PR していただいて、内閣府にお
	いて二番目に大きな賞を受賞したという実績もありますので、
	子供たちには継続的に愛南町にあるものを上手に活用しながら
	体感してもらいながらこれからも取り組んでいかなければなら
	ないと考えています。
	それから、知っていただくということは大切なことだと御意
	見を伺いながら思いました。例えば野焼きに関しても田を作っ
	ていて収穫後に稲を燃やすという昔から必要性があってやって
	いる場合もありますし、近くに住んでいる方にとっては煙が入
	ってくるので苦情が寄せられるということも現実にあります。
	ですので、知ってもらう一つの方法として「環境かわら版」と
	いう町の広報誌には載せられない情報を抜き出して毎月発行
	し、住民の皆さんに理解していただく取組をしていますので、
	そういった取組を多面的に広げていく必要があれば進めていき **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	たいと考えています。
	最初の鎌田委員の御意見と同様に、運用面に関しては皆さん
	から御意見をいただきながら次回の会以降に建設的に構築して いきたいと思います。
	V·さ/こV·こ/応V·より。
 松田委員長	 それでは、議事(5)「その他」について、事務局から何か連絡
	事項はありませんか。
	7 X1367 / & C70 // 6
 本多課長補佐	 (事前調査シートの回収、第2回の開催日程及び委員報酬の振
	り込みについて説明)
松田委員長	それでは、長時間にわたる協議お疲れ様でした。住民が参画
	するまちづくりのため、次回もよろしくお願いします。
	以上で第1回住民自治評価委員会を終わります。